

給付金のお知らせ

児童扶養手当及び就学援助費の受給者の方に、豊岡市からの緊急支援として給付金を支給します。

児童扶養手当・就学援助費受給者に対する緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の発生による学校園の臨時休業、事業所の休業等に伴い、特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭又は就学援助費受給家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当受給者及び就学援助費受給者に対する緊急的な支援として、給付金を支給します。

1 支給要件

生活保護受給世帯を除いた①から③までのいずれかに当てはまる方。

- ① 豊岡市が支給する 2020 年 4 月分の児童扶養手当の受給者
- ② 豊岡市が支給する 2020 年 5 月分の児童扶養手当の受給者（ただし、①を除く。）
- ③ 2020 年 4 月 30 日時点における豊岡市の就学援助費受給者（ただし、①及び②を除く。）

2 支給額 30,000 円（1 世帯 1 回限り）

3 支給日

2020 年 5 月 15 日（金）

4 月中に児童扶養手当・就学援助費を申請したが認定をまだ受けていない方など、2020 年 5 月 15 日（金）の支給日に支給することができなかった方には、認定後、速やかに支給します。

4 申請方法

申請は不要です。

※市が支給要件に該当する方を確認し、児童扶養手当又は就学援助費支給の際に使用する口座へ振込みます。

5 注意事項

給付金の支給後、平成 30 年中の所得額が変更となり所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

裏面に Q & A を記載していますので、よくお読みになってください。

Q & A

Q 1. 誰が給付金の支給対象になりますか。

A 1. 2020年4月分又は5月分の豊岡市が支給する児童扶養手当の受給者及び2020年4月30日時点における豊岡市の就学援助費受給者です。なお、生活保護受給世帯は給付金の支給対象外です。

Q 2. 児童扶養手当や就学援助費の対象児童が2人以上いる場合、給付金の支給額は変わりますか。

A 2. 2人以上いる場合であっても変わりません。
1世帯につき30,000円です。

Q 3. 支給要件に複数該当する場合、給付金は2回もらえますか。

A 3. 1世帯につき1回限りの給付となります。

Q 4. いつ頃振り込まれますか。

A 4. 支給要件を確認できている方については、2020年5月15日（金）に支給する予定です。

なお、児童扶養手当や就学援助費受給の認定をまだ受けていないことなどから、2020年5月15日（金）に支給することができなかつた方には、認定後、通知のうえ、支給します。

ただし、2020年7月31（金）までに支給要件が確認できなかつた場合は、支給をしません。

Q 5. 引越した場合は、給付金の振込はどうなりますか。

A 5. 市外へ転出された場合や市外から転入した場合であっても、支給要件に該当する方であれば、支給対象となります。

給付金に関する問合せ先

- ・ 豊岡市役所社会福祉課生活援護係（児童扶養手当）

電話0796-24-7031

- ・ 豊岡市教育委員会こども教育課学務係（就学援助費）

電話0796-23-1451